

平成 28 年第 3 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 10 月 7 日

佐々木(正)委員

私の方から、昨日も予算委員会で質問させていただきましたので、今回の憲章の策定については賛成でありますし、この考え方の中に、昨日も最後に申し上げたんですけれども、ソーシャルインクルージョンという、様々な個性を持つ方々の多様性を含めて、個性としてそのまま社会という中に構成するという考え方をやはり持って、臨んでいただきたいと思っています。

障害を持った方々への理解というのはものすごく大事で、12 月にも障害者週間というのがありますが、その障害者の方々ばかりが頑張るということではなくて、全ての県民がそのことに対する意識が向上したと、全体的に高まっていく必要があるというふうに思っているので、憲章というのは非常にいいきっかけになると思っています。

とはいっても、先ほど議論も出ていましたけれども、様々な団体の方にやはり意見を聴いた方が私は絶対いいと思います。勝手につくるなと思うかもしれない。

ですが、やはり何らかのアプローチをしていただいて、こういうものをつくるんだということを積極的に示していくという方がいいと思うんですよ。できたから、はい、これでいく、というよりは。やはり私はいろんな団体に聴いた方がいいと思います。どういうところに聴くかというのもこれから検討していただきたいんですけれども、もし聴いていくとしたら、こういう団体に聴いていくというようなことを考えていますか。

障害福祉課長

やはり今回は知的障害者の施設で起きた事件ですので、知的障害の方の意見が反映できるような形、家族会ですとか、あるいはもっと広く、法律自体は障害、知的障害だけではないので、幅広くある程度のその団体とお話した方、網羅した方ですとか、当然、学識経験者ですとか、そういった方々の御意見を聴くことはやらなくてはならないと考えております。

佐々木(正)委員

おっしゃるとおり、例えば具体的に名前を出していいか分かりませんが、手をつなぐ育成会連合会とか精神保健福祉社会連合会とか、あるいは身体障害者団体連合会とか、知的障害者福祉協会とか、あとは精神病院協会とか、それから身体障害者施設協議会とか、そういう様々な団体にアプローチしていただいた方が私はいいと思います。これは意見として強く要望させていただきたいと思います。

この事件が起きた瞬間、その日あるいはその後日に、多くの団体が声明文とかを発信していますよね。それを見ると、やはりすごく危惧していることがあるんですね。こういう報道がずっとなされていることによって、一部、障害者なんか要らないんだというような偏った思想を持った人間がいるということをやっと報道していることによって、かえってそのこと自体が助長されてしまっているのではないかという危惧をしている人がいるぐらいなわけですよ。この

団体の方々の中には。

ですから、よほど気を遣いながら、これはつくっていくべきで、時間がない、スケジュール感を昨日、答弁の中で知事が出していましたが、できる限り、関係する団体には御意見を頂くぐらいのことをした方が私は絶対にいいと思います。

それから、様々な発言がありましたけれども、今日は憲章策定の考え方についての議論であります。やはりつくっていくからには実効性があるものを具現化していくということからも、ともに生きる社会かながわ週間みたいなものをつくってはいかかかと。昨日は最後に知事に答弁いただいたんですけども、知事の前向きな答弁だったなと私自身は思っています。そういう憲章はそういう細かいことが書けないのはよく分かっていますけれども、そういう運動論、県民運動に発展できるような方向性を示していくということも大事かもしれません。細かいことは書けない、憲章だから分かっています。そういうように、具体的な県民運動をつくっていくというような形の憲章を策定していくべきだと思いますがいかがですか。

障害福祉課長

昨日、知事も答弁させていただきましたように、週間につきましては前向きに具体的に検討させていただきたいということでございます。例えば委員の御意見にもありましたように、具体的にこれを基にして運動を展開していくということが大事だということは、私どももそのように考えておりますので、是非、今後、どのようにすべきという憲章を策定いただければ、それを基にしてどういうふうに具体的に動かしていくのか、ムーブメントをつくっていくのかということについて、真剣に考えてまいりたいと思っております。

佐々木(正)委員

先ほども申し上げましたけれども、確かに障害者週間も大事なんです。障害者週間だけじゃなく、ともに生きるという、そういうのを新たに位置付けていくということが神奈川の使命なんだと私は思っていますので、それは是非、実効性あるものにつながるような憲章にさせていただきたいなと思います。

それからさっき言いました団体の御意見ということですけども、様々な思いがあって、なかなかまとまらないということがあるといけないので、ある程度のひな形を県が示していくということなんです。先ほども出ていたように、言葉の一つ一つというのは、これは誰が考えたんですか。具体的に知事が様々な発想はするんでしょうけれども、これはどこの局というか課で考えて示しているんですか。

障害福祉課長

所管は障害福祉課です。今日、お示しさせていただいた憲章の内容の部分は、これは我々が現段階で考えている案でございますので、これに議会などの御意見、それからもし可能であれば、障害者の方の御意見を踏まえながら、最終的な案をつくっていくことになるかと思っております。

佐々木(正)委員

大変重要な、大事な憲章になると思いますので、しっかりとそういう多方面からの意見を聴いて、つくっていただきたい。具体的に実効性のある憲章をつ

くりたいと思いますが、最後に局長からお願いします。

保健福祉局長

今、障害当事者の方等の意見を聴くということ、あるいは実効性ある具現化できるものというような御指摘を頂きました。あるいは次の運動につながっていくような、ということで、そういったものを踏まえて、しっかりと取りまとめ、議会から御了承いただけるようにと思っております。

佐々木(正)委員

以上です。